令和８年４月７日

保護者　様

香取市立新島小学校長　立原　正道

日本スポーツ振興センター災害給付申請の概要について

日ごろより学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて児童生徒が学校管理下（授業中部活動などの課外指導中休憩時間中通学中）で災害に遭い病院等へかかった場合、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」により医療費の給付を受けられます。学校管理下での医療費の給付の際には、**子ども医療費助成制度は使用できません**ので、ご注意ください。

なお、昨年度から災害共済給付金の支払い方法が、原則保護者口座への振り込みとなっております。ご不明な点がありましたら下記の香取市担当までお問い合わせください。

記

１　学校管理下でのけがの場合は保険診療分を**自費で支払い領収証を保管してください**。
柔道整復師等（接骨院など）による施術、薬局での調剤も含め医療機関での受診の際、**「子ども医療費助成受給券」等は使用しないでください**。

※「子ども医療費助成受給券」等を使用した場合は子ども医療費で助成した過払い相当額を香取市へ返還していただきます。また、保護者口座への振り込みはできませんので、学校での手渡し支給となります。

２　日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外の医療費助成について
医療費の総額が５０００円（保険診療分　自己負担額が１５００円）に満たない場合は日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象外になります。領収書を持参して子育て支援課に「子ども医療費助成制度」の申請をしてください。
なお総合病院等における初診時選定療養費（初診料）については給付の対象外になります。

３　日本スポーツ振興センター災害共済給付申請について
日本スポーツ振興センター災害共済給付の給付額は医療費総額の４割です。
保険診療分（３割）＋療養に伴って要した費用（１割）＝給付額（４割）

災害給付の手続き	学校から「保護者口座振込依頼書」「医療等の状況」の用紙を受け取る。 「医療等の状況」等は医療機関等で記入してもらう。 記入した**「保護者口座振込依頼書」**と**「医療等の状況」等**と **保管していた領収証**を学校に提出する。
災害給付金	医療費総額の４割が給付される。（原則、保護者口座への振込）

教育委員会学校教育課　TEL　５０－１２３９

子育て支援課　　TEL　５０－１２５７